

消防庁告示第十三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の七第二項第三号の規定に基づき、防火対象物の点検済表示に記載する事項を次のとおり定める。

平成十四年十一月二十八日

消防庁長官 石井 隆一

消防法施行規則第四条の二の七第二項第三号の防火対象物の点検済表示に記載する事項は、平成十四年消防庁告示第十一号第四に規定する防火対象物点検資格者免状の交付番号とする。

附 則

この告示は、平成十五年十月一日から施行する。